

# 1 番館ケアプランセンター 居宅介護支援利用契約書

## (指定居宅介護支援事業)

利用者	様
事業所	社会福祉法人ケア 2 1 1 番館ケアプランセンター

1 番館ケアプランセンターの利用について、次のとおり利用契約を締結します。

### (契約の目的)

第 1 条 事業所は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ居宅サービスの提供が確保されるよう居宅介護支援を提供します。

### (契約期間)

第 2 条 この契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。契約満了日以前に利用者が要介護状態の区分変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日の 7 日前までに利用者及び事業所双方から契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新するものとします。

### (介護支援専門員)

第 3 条 事業所は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として任命し、変更した場合は利用者にその氏名を文書で通知します。

### (居宅サービス計画決定の支援)

第 4 条 事業所は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面談をして情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 居宅サービス計画の作成に当たっては、当該地域における居宅サービス事業者等の選定・推薦を公正中立に行い、選定に必要なサービスの内容・利用料等の情報を適正に提供し、利用者及びその家族が選択しやすいよう援助します。
- (3) 利用者及びその家族は、居宅サービス計画の作成に当たる介護支援専門員に対して、複数の事業者の紹介や当該事業者を居宅サービス計画に位置付ける理由を求めることができます。
- (4) 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じ、保険医療サービス及び福祉サービスが適切に提供されるよう利用者自身の選択に配慮し、多様な事業者の中から総合的かつ効果的に援助します。
- (5) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (6) 居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用

者から書面による同意を受けます。

#### **(経過観察・再評価)**

第5条 事業所は、居宅サービス計画を作成後、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

- (1) 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等と連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更の支援、要介護認定区分の変更申請支援等の必要な対応を行います。

#### **(居宅サービス計画の変更)**

第6条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

#### **(給付管理)**

第7条 事業所は、居宅サービス計画を作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、岐阜県国民健康保険団体連合会に提出します。

#### **(施設入所への支援)**

第8条 事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望した場合には、利用者に対し介護保険施設等の紹介その他の支援を行います。

#### **(医療機関との連携)**

第9条 事業所は、利用者に対して入院時に介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼します。

- 2 事業所は、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師の意見を求めます。また、意見を求めた主治の医師に対して居宅サービス計画を交付します。

#### **(要介護認定等の申請に係る援助)**

第10条 事業所は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 事業所は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

#### **(料金)**

第11条 事業所が提供する居宅介護支援に対する料金は、重要事項説明書のとおりです。

#### **(利用者の解約権)**

第12条 利用者は、事業所に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

#### (利用者の解除権)

第13条 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- (1) 事業所又は介護支援専門員が、正当な理由なく、本契約に定める居宅介護支援を提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合
- (2) 事業所又は介護支援専門員が、第17条に定める秘密保持に違反した場合
- (3) 事業所又は介護支援専門員が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続し難い重大な事由が認められる場合

#### (事業所の解除権)

第14条 事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業所又は介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他で本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### (契約の終了)

第15条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者が要介護認定又は要支援認定により自立又は要支援と判定された場合
- (3) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- (4) 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合

#### (損害賠償)

第16条 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供に当たって、事故が発生し、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又はその家族に対して損害を賠償します。ただし、事業所に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

- 2 前項の場合、利用者又はその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

#### (秘密保持)

第17条 事業所及び介護支援専門員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を第三者に漏らしません。ただし、利用者のサービス担当者会議等の介護サービスの円滑な提供に必要な最小限度の情報を、事前に同意を得て、県、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他の介護保険事業者等に提供することがあります。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。
- 3 事業所は、介護支援専門員が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

#### (苦情及び相談処理)

第18条 利用者又はその家族は、提供された居宅介護支援に不満がある場合、いつでも介護支援専門員又は別紙重要事項説明書記載の苦情受付窓口にご相談することができます。

- 2 事業所は、利用者に提供した居宅介護支援について、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合には、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 事業所は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

**(サービス内容等の記録作成・保存・情報開示)**

第19条 事業所は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、これを完結の日から5年間保存します。

- 2 利用者又はその家族は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する居宅介護支援記録を閲覧又は謄写することができます。
- 3 利用者又はその家族は、当該利用者に関する居宅介護支援記録の複写物の交付を受けることができます。その場合、事業所は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

**(契約外条項)**

第20条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業所の協議により定めます。

本契約を証するため、利用者及び事業所は署名又は押印のうえ、本契約書を2通作成し、各々1通を保有します。

令和 年 月 日

利用者住所

氏名

印

代理人住所

氏名

印(続柄 )

事業所住所 高山市新宮町851番地の1

事業所名 社会福祉法人ケア21

1番館ケアプランセンター

管理者氏名

坂腰 香織

印